

東日本大震災概要

地震発生時刻 2011年3月11日（金）14時46分

発生場所 三陸沖（深さ 24km）

規模 9.0（モーメントマグニチュード）

最大震度 7（宮城県栗原市）

余震(5年間) M 7.0以上 9回、M 6.0以上 118回、M 5.0以上 869回

人的被害 (2021年3月9日現在)

死者 1万 5,900人

行方不明者 2,525人

負傷者 6,167人

※震災関連死者 (2021年3月31日現在)

岩手県(470人)、宮城県(929人)、福島県(2,319人)、

茨城県(42人)、その他(14人) 計 3,774人

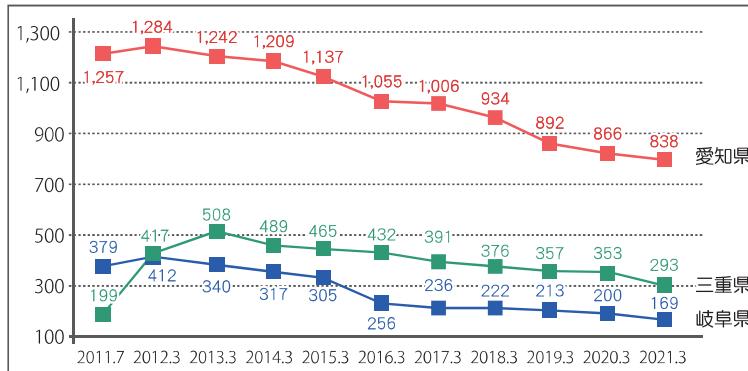
◎福島県では震災関連死が、津波など震災の直接の影響で亡くなった人の数を上回っています。

全国の避難者数 (被災県内の避難者含む)

2011年11月 約32万8,000人

2021年3月 約4万1,000人

東海地域の避難者数推移



(参考：気象庁、警察庁、復興庁)

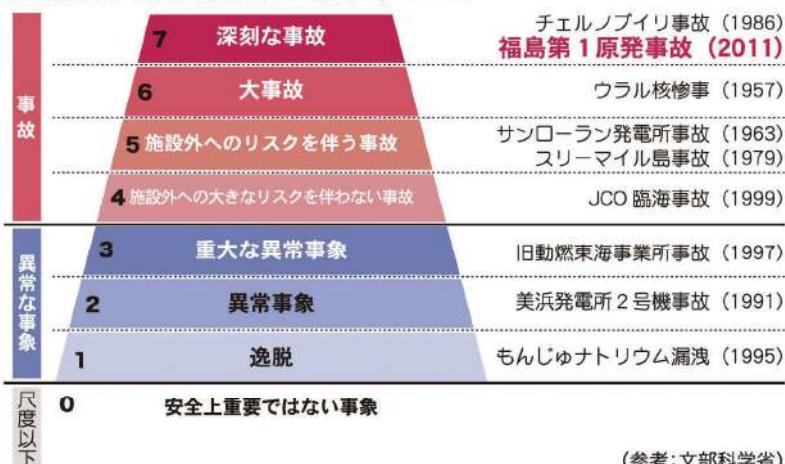
東京電力福島第一原子力発電所事故

東北地方を襲った激しい揺れと大津波によって、東京電力福島第一原子力発電所で事故が発生。複数回の水素爆発と2号機の格納容器損傷等により、大量の放射性物質が大気中や土壤、海洋などに放出され、チェルノブイリに匹敵する深刻な事態となりました。

地震発生同日には「原子力緊急事態宣言」が発令されましたが、10年が経過した現在においても、解除の具体的な条件や見通しすら決まっていません。

事故当初、福島第一原発から20km圏内の住民は、避難を余儀なくされました。今も避難指示が続く帰還困難区域は、原発周辺の7市町村にまたがり、総面積は名古屋市とほぼ同じ(337km²)で、避難対象住民は約2万4,000人にのぼります。また、避難指示が解除となっても、長きにわたる避難生活で帰還できない人も多く、そもそも放射能汚染への懸念から、避難指示の有無にかかわらず避難を選択した福島県内外の避難者も数多く存在します。

国際原子力事象評価尺度 (INES)

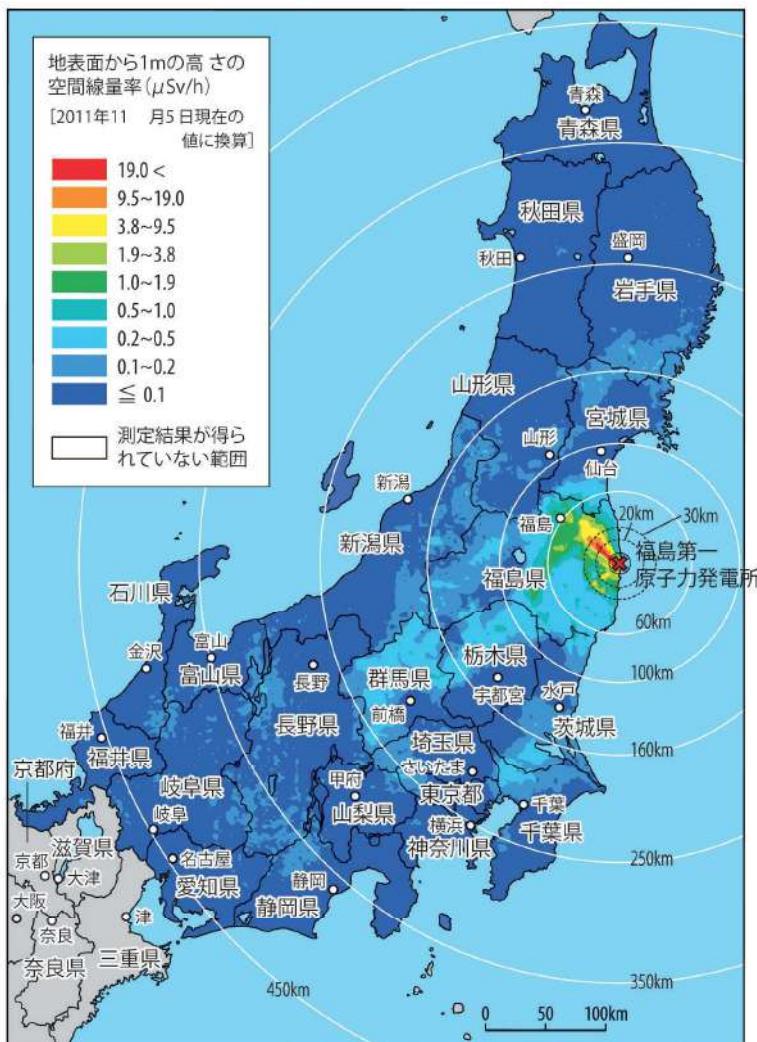


(参考:文部科学省)

放射線量マップ

2011年11月時点での地表1m高の空間線量率(環境中の放射線の単位時間あたりの量)

※第4次航空機モニタリング(2011年10月22日～11月5日)から作成



(引用:文部科学省)

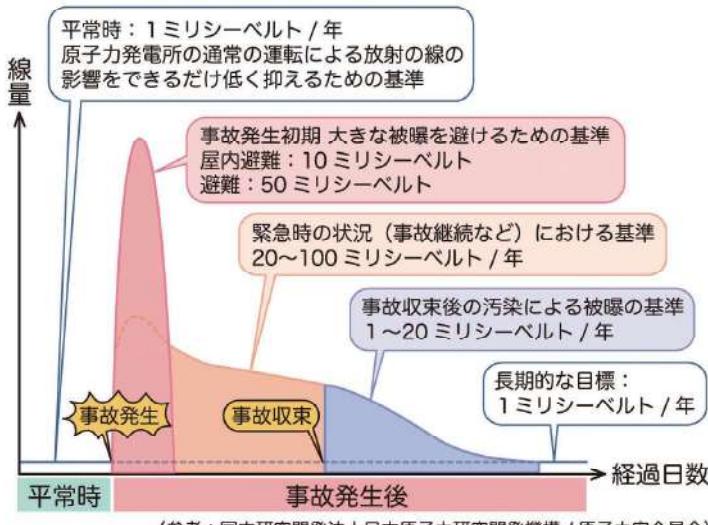
原発事故前後の基準値の違い (1ミリシーベルト※→20ミリシーベルト)

原発事故発生前は、公衆の年間の被ばく線量の限度は1ミリシーベルトでした。

事故後は、緊急時の被ばく状況での放射線から身を守るために国際的な基準値（年間20～100ミリシーベルト）をもとに、20ミリシーベルトが避難指示の基準として採用されました。しかし、18歳未満の労働や一般人の立ち入りが禁じられている放射線管理区域は、年間5.2ミリシーベルト以上の場所であることや、土壌汚染レベルが全く考慮されていないことなどから、年20ミリシーベルトを基準とすることへの批判の声があがっています。

基準値が福島県だけ変わり、専門家でも意見が異なることで、何を信じていいのか、不安を感じるという声があります。

事故発生後の放射線防護の線量基準の考え方

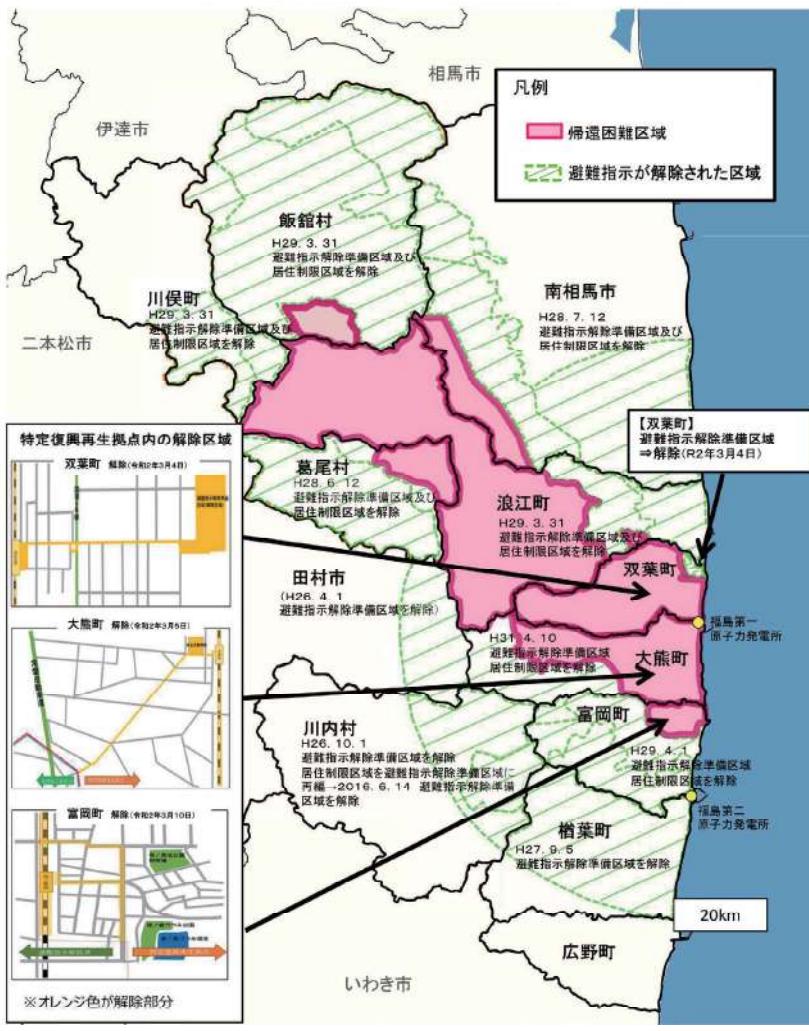


※ シーベルト：放射線の人体への影響を表す単位

避難指示区域マップ(福島県)

避難指示区域の概念図

令和2年3月10日時点 双葉町・大熊町・富岡町の避難指示区域の解除後



避難指示区域の違いは？

帰還困難区域

年間積算線量が 50 ミリシーベルトを超えて、5 年経っても 20 ミリシーベルトを下回らないおそれがある区域。原則立入禁止でバリケードなどより立入りが制限されている。

居住制限区域（2019 年 4 月 10 日までに全て解除）

年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えるおそれがある区域。住民の一時帰宅（宿泊は禁止）や、道路などの復旧のための立入り可能。

避難指示解除準備区域（2020 年 3 月 4 日までに全て解除）

年間積算線量が 20 ミリシーベルト以下になることが確実と確認された区域。帰還できるための環境整備を目指し、一時帰宅（宿泊は禁止）や病院・福祉施設、店舗等の一部の事業や営農が再開可能。

特定避難勧奨地点（2014 年 12 月 28 日に全て解除）

避難指示区域の外側で年間積算線量が 20 ミリシーベルトを超えると推定される地点。

特定復興再生拠点区域

立ち入りが制限されている帰還困難区域のうち、概ね 5 年以内に避難指示を解除し、先行的に居住や農業などの再開をめざす区域。

上記の避難指示区域からの避難者（強制避難者）は、精神的損害に係る賠償として一人当たり月額 10 万円※1 を東電に請求できます。一方、放射線の影響を恐れて避難した区域外の避難者（自主避難者※2）に対する補償はほとんどなく、福島県内でも差がありました※3。また、福島県外にいたっては、全く補償がありません。

※ 1 帰還困難区域の避難者へは一括払いに方針が変わり、既払い分も含めて 1 人 1,450 万円で賠償は終了している。

※ 2 放射能汚染を危惧し、自ら望んだわけではなくやむなく避難した人々を「自主避難者」と呼ぶことについては異論の声もある。

※ 3 避難指示区域外の自主的避難等対象区域（福島県内 23 市町村）の被災者に対する賠償額は、大人が 1 人当たり 8 万円と追加賠償で 4 万円。18 歳以下の子どもと妊婦の場合は、1 人当たり 40 万円（避難していれば 20 万円増額した 60 万円）と追加賠償で 12 万円が支払われた。また、福島県県南地域（9 市町村）と宮城県丸森町では、18 歳以下の子どもと妊婦は 1 人当たり追加賠償含め 28 万円、それ以外の住民は 4 万円の賠償額となっている。

おわりに

10年前に出会った子どもたちは、それぞれ進学や就職を果たし、見違えるほど大人になりました。その過程においては、多感な時期ゆえ、様々な不安や葛藤はつきものです。しかし、この子らは、自分で避難を選択したわけではありません。突然とも言える見知らぬ土地での生活に、誰にも相談できず一人泣いていた人、学校でのいじめで「死にたい」と考えた人、逆に、あまり気にしなかった人、進学の選択肢の多さを喜んだ人、視野が広がったと考えた人もいました。本書は、人それぞれの歩みを経て、今、一人ひとりがそれぞれの人生を力強く歩んでいることが伝わればと思っています。そして、東日本大震災と原発事故によって翻弄され続けた若者のこれまでの現実を多くの人が知り、もっと目を向けてほしいこと、彼ら・彼女らの今後の人生にエールを送ってほしいとの願いを込めています。

当初は発行を悩みました。それは、子どもの本音を今聞かされる親にとっては、かなり厳しい思いを突きつけられることにもなり兼ねないからです。しかし、自分たちの命のことを最優先で考えてくれた結果としての避難の選択を理解していること、恥ずかしいから直接言えないけど感謝している、という気持ちは、お伝えさせていただきます。

認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード
代表理事 栗田暢之



「3.11県外避難者について考え方」冊子 第1弾・第2弾の紹介

3.11 県外避難者 について 考え方



第1弾：2016年3月発刊

レスキューストックヤードでは、避難当事者からの「避難者の存在を忘れないで欲しい」「地域の人にも理解して欲しい」という声を受け、広域避難者について広く知っていただくため、2016年3月に第1弾、2017年3月に第2弾の冊子を発刊しています。どちらも4コマ漫画で当事者の状況を紹介し、「避難指示区域」「母子避難」など広域避難者に関わる言葉についての説明や、当事者団体や支援団体などの活動紹介を掲載しています。



第2弾：2017年3月発刊

■協力者

東日本大震災を経験し、愛知県・岐阜県・三重県に避難や転居をした高校生・若者世代および保護者の有志の皆様、避難者支援に関わる関係者各位

■編集後記

今回、被災や避難を経験した若者の皆さんから伺った声をもとに本冊子を作成しましたが、それぞれが自分の言葉で話してくださいった経験や想いの一つひとつはどれも本当に貴重で、私だけが聞くのではなく、多くの人に知って欲しいと心から思いました。本冊子でお伝えできているのは、ほんの一部ではありますが、お一人おひとりの声を一人でも多くの方にお届けできればと思います。また、「話せない、思い出したくない」という声があることにも、心を寄せてていければと思います。

震災や原発事故によって、幼い子ども時代に当たり前だった日常が一変するという経験をした皆さんがある、様々な経験を経て、今後、自らが選んだ道を自分らしく歩めるようにと願っています。そして、「経験を伝えたい、活かしていきたい」という人がいれば、一緒に何かできるといいなと思っています。

最後になりましたが、ヒアリングやアンケートにご協力いただいた若者の皆さん、冊子作りにご協力いただいた皆さん、本当にありがとうございました。

認定特定非営利活動法人 レスキュー・ストックヤード 森本 佳奈

発行日 2021年9月30日

発行者・発行所

認定特定非営利活動法人レスキュー・ストックヤード

〒461-0001 名古屋市東区泉1-13-34 名建協2階

TEL 052-253-7550

FAX 052-253-7552

E-mail info@rsy-nagoya.com

イラスト 山田 光

編 集 家田 美央







発行者：認定 NPO 法人レスキューストックヤード